

裁 判 官	主任調査官等

# 調 査 報 告 書

裁判官 福 井 美 枝 殿

平成 27 年 1 月 28 日

高松家庭裁判所

支部

家庭裁判所調査官 (主務者)

渡 邊 直 子



家庭裁判所調査官

松 井 由 紀 子



事件の表示： 平成 26 年 (家 ) 191, 192 号  
面 会 交 流 事 件

当事者の表示

申 立 人： [redacted] (申立人代理人弁護士 西山司朗)

相 手 方： [redacted]

未成年者： (191号) [redacted] (192号) [redacted]

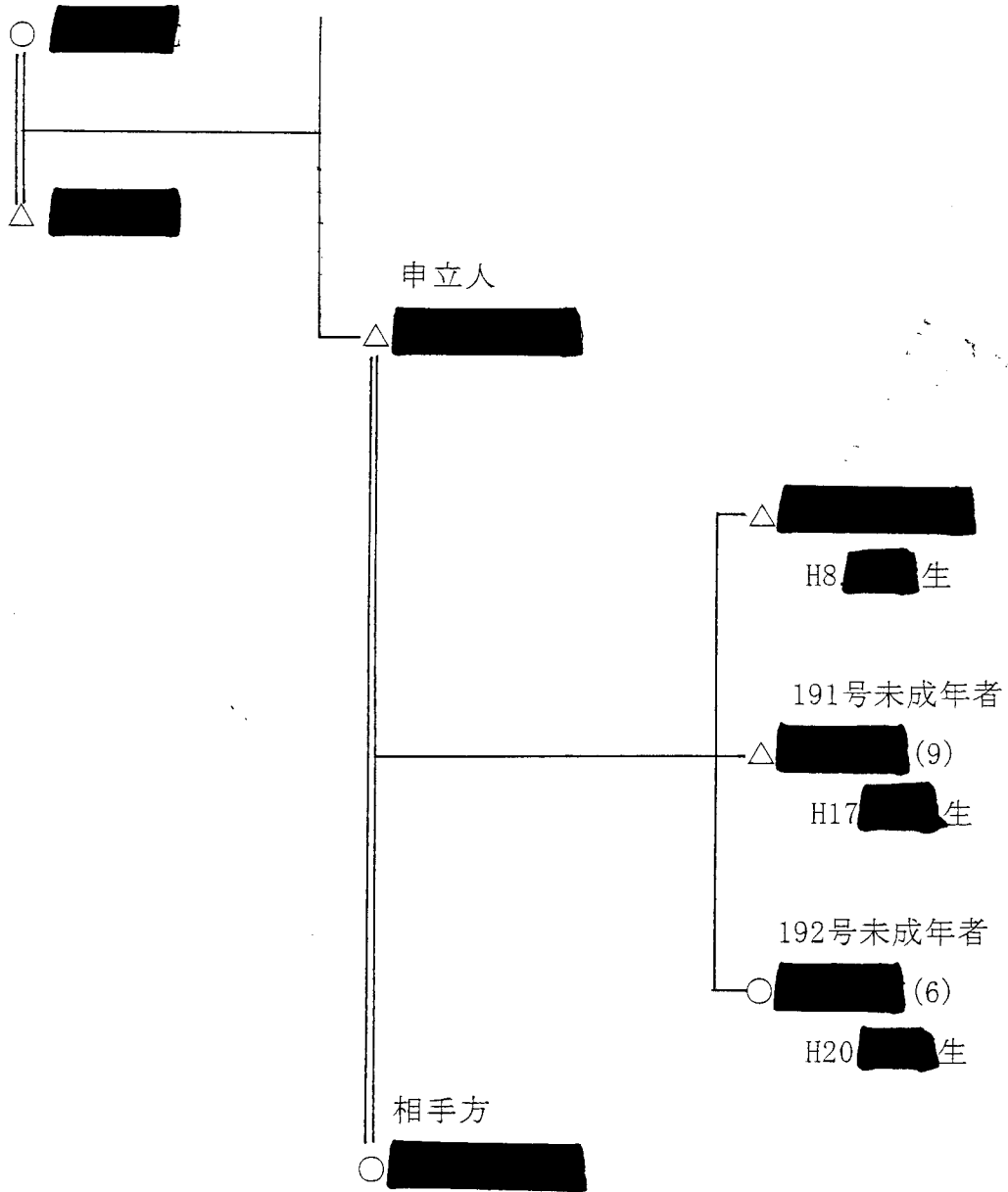
受命年月日： 平成26年11月14日

調 査 事 項： 未成年者らの意向及び状況調査

調査経過 年月日：調査対象，調査場所，調査方法等

- 26. 11. 19：裁判官及び書記官と協議
- 26. 11. 21：申立人代理人に電話連絡 (期日調整について)
- 26. 11. 27：申立人に電話連絡 (調査期日：1月6日午後3時30分)
- 26. 12. 4：申立人代理人あて照会書発送 (12月19日回答受理)
- 26. 12. 9：[redacted]市役所児童福祉部あて依頼書発送
- 26. 12. 9：[redacted]小学校あて事務連絡発送
- 26. 12. 22：申立人あて期日通知発送
- 27. 1. 6：[redacted]小学校 [redacted] 学校長及び [redacted] 教諭と [redacted] 小学校において面接
- 27. 1. 6：[redacted] 保育所 [redacted] 所長及び [redacted] 保育士と [redacted] 保育所において面接
- 27. 1. 6：申立人及び未成年者らと大阪家裁 [redacted] 支部において面接

関 係 者 一 覧



## 調 査 結 果

### 1 市立 小学校調査

未成年者 (以下「二女」という。) が在籍する小学校調査を行った。校長及び 担任教諭の陳述要旨は以下のとおりである。

なお、申立人を「母」、相手方を「父」と記載する。

#### (1) 二女の学校での様子

ア 平成25年4月、4年進級時に転入した。遅刻、欠席、早退いづれもない。行き渋りも見受けられない。

イ 身長、体重ともに標準的であり、健康体である。心身の発達状況としては年齢相当で、「子どもらしい」児童である。

ウ 転入当初は、言葉の違い等に戸惑いがあったようであるが、今ではすっかり溶け込んで学校生活を送っている。友達とは仲良く過ごしており、誰に対しても分け隔てなく接することができる。乱暴な級友にも冷静な態度で接し、自分の思いや考えをはっきり言えている。

教師には年齢相応にスキンシップを求めてきて、友達と競い合うようにして教師の腕や肩を揉んだり、手伝ったりしている。

エ 学習の状況としては、忘れ物や宿題忘れが多い。決して分からない訳ではなく、意欲がない訳でもないが、面倒がって最後まで仕上げない。班別の授業や活動にすると、競い合うことに意欲を示し、積極的に取り組むようになって完成度が上がってきた。運動や音楽が好きで、率先して取り組んでいる。体育ではダンスリーダーに立候補し、音楽会ではソロ演奏に立候補して本番で成功させるなど、人前に出ることを恥ずかしがらず、やりきることができる。図工では、自分が思い描く仕上がりにならないことに葛藤し、そのもやもやした思いを二女なりの言葉で率直に語っていた。

オ 学校で二女から家庭や家族の話をするのではなく、教師もあえて聞かないことから、二女がどのように感じているのかは不明である。二女の学校での様子を見る限り、父母の紛争が学校生活に支障を来しているようには見受けられない。

#### (2) 保護者の態度

ア 2学期の早い時期、連絡なく父が来校した。父は二女の様子を尋ねるとともに、行事予定表や通知表の写しをもらいたいと要望した。行事予定はホー

ムページで公表していることから、父に行事予定表を手渡した。

さらに父から写真を撮らせてほしい等と要望された際、映りこむ映像によっては支障があると思われたことから、断りかけたところ、父は裁判資料を持ち出し、「我が子のことなのに学校に拒まれる理由はない。」「出るところに出てもよい。」といった趣旨の発言をした。

学校としては、様々な家庭事情の児童を預かっていることを説明し、また、二女については母が手元で育てており、父とのやりとりは母に連絡することになると伝え、父の理解を求めたところ、それを了承した。

イ 以後、父は9月の参観、10月の運動会、11月の日曜参観に来ているが、二女に直接声掛けすることはなく、側で見守っており、父の態度が学校の管理上問題となることはなかった。父が学校行事に参加したことで二女が動揺しているようには見受けられなかった。

ウ 母は父の学校訪問に驚き、「父が学校行事に参加するなら、私はもう来られない。」といった趣旨の発言をしていた。しかし、母は運動会にも日曜参観にも出席していた。日曜参観では親子活動でバルーンアートを作成したが、二女と母は楽しそうに取り組んでいた。

平素、母は仕事をしながら懸命に子育てしている様子である。

## 2 市立 保育所調査

未成年者 (以下「長男」という。) が在籍する保育所調査を行った。

所長及び 担任保育士の陳述要旨は以下のとおりである。

### (1) 長男の保育所での様子

ア 長男は年長組に在籍する。年長組は、乳児組から一緒に育ち、関係性がすでに出来上がっており、その集団に入っていくことが難しい。その上、長男はマイペースで、相手の状況が理解できない、思い込みが強いという性分も相まって、友達関係では苦労して、友達に怪我をさせたり、させられたりのけんかが続いた。入所当初は、母方祖父に早めに迎えに来てもらい、在所時間を短くしたりした。夏頃にはトラブルが減り、今では友達と対等な関係が築けている。

イ 身長、体重ともに標準的である。精神的にはやや幼い。出来事をつながりを理解したり、説明することが苦手で、最後の出来事だけを言いがちである。友達とのトラブルを例に挙げると、叩かれたことだけを訴え、どのよう

なやり取りの末に叩かれたのかはよく分かっていないことが多い。周りの友達からあれこれ説明されて、それまでの流れが整理され、関連に気付くようなところがある。

ウ 送迎は基本的には母が行っている。体調不良などで早退を要望したときは、母方祖父母や長女が迎えに来ることがある。

母が迎えに来ると長男は嬉しそうにしており、母子関係に問題は見られない。

## (2) 保護者の態度

ア 母は、長男が友達に怪我をさせても、また、させられても、動揺することなく、長男自身が乗り越えなければならないことと受け止めて見守った。そして、長男が苦労の末に交友関係を築けたことを喜んでいて、母の養育態度で気になるようなことはない。保育所に対しても協力的である。

イ 9月初め、父は連絡なく来所し、合計して3回の訪問があった。

最初の訪問では、子らに会えないので一目会わせてほしいという申し入れがなされた。そこで、父の面前で母に電話を掛けたところ、母は「父と分からないように長男の姿を見るだけならよい。」と回答した。父はそれに納得せず、裁判資料を見せながら、保育所で会っても法的には問題がないこと、保育所が拒むことはできないと反論をした。

保育所としては、入所申込みの保護者は母であり、母から子どもを預かっている以上、母の回答以上のことには応じられないこと、父母の言い分の調整はしないことを父に伝えた。そして、保育所と父との間で、①園舎から様子を見て、長男には姿を見せないこと、②前もって訪問期日の連絡をすること、③見学は所長が在所中にすることを約束し、父とのやりとりは母に報告することを伝えた。

2回目の訪問(9月19日?)は、午後3時頃から約30分間、約束どおり行われた。その際、父から、10月19日の運動会には、一般の保護者同様に父親として見に来たいと要望された。それに対する母の回答は、「もし父が来るなら長男は休ませる。」というものであった。

3回目の訪問(10月中旬)では、運動会への参加について話し合った。父は是が非でも参加するという態度であったが、苦労して友達の間に入りを果たし、友達とともに運動会の練習に励んできた長男の頑張りが台無しにな

るようなことは父の本意ではないはず、と投げかけたところ、父は理解を示し、運動会への参加は見送ると決めて帰った。以後、父の訪問はない。

### 3 未成年者らとの面接結果

#### (1) 二女について

##### ア 面接時の様子

長男も一緒に家族面接室で面接しようとしたが、長男は落ち着きなく遊び回り、着席することが難しかったことから、同室ではあるが、二女と長男とを分け、二女は渡邊が聴取し、長男は松井が遊びに応じながら聴取した。

二女は終始落ち着いた態度であった。当職からの手紙を読んで来ており、何のために調査官と面接をするのか、面接で何を聞かれるのかもよく理解していた。

##### イ 二女の陳述要旨

##### (ア) 生活状況

友達がたくさんできた。仲良くなって、学校は楽しいけど、まだ慣れていない。校舎内のどこに何があるのかよく分からなくて、「これ〇〇に置いてきて。」とか頼まれたときに困ることがある。

放課後は学校で友達と遊んでから帰ったり、一度帰って、待ち合わせをして遊んだりしている。習い事は、学校のある日に親戚方で習字を習っている。塾には行っていない。友達との間で今流行っている遊びは、トランプやミニゲーム（オセロやチェス）。

休みの日は、家族で買い物に行くことが多いけど、友達とも待ち合わせをして遊ぶことがある。

##### (イ) これまでの父との関わりについて

高松にいたとき、学童保育に父が会いに来てくれるのは、初めの頃はうれしかったし、父のことは大好きだった。でも、最後の方は、友達と一緒に遊んだり、宿題をしたいのに、父に呼び出されるのが嫌なときもあった。学童保育の先生に「今日は会いたくない。」と言って、父に伝えてもらったこともある。でも、父は「嘘やろ。」とか言って、私の気持ちを分かってくれなかった。

今の家に引っ越し、転校することになった理由はよく分からない。なん

となく、父のせいなのかな、と思うし、母が父のことを嫌がっているから、引っ越したんだろうと思う。母が父を嫌がるのは、父にお金を取られたり、トイレ掃除をさせられていたからだと思う。

こっちに引っ越した後、父に会う話は何回かあった。だけど、母が嫌がるだろうし、母と一緒にいたいと思ったから、嫌だと断った。なんとなくだけど、父に会ったら、そのまま連れて行かれるかもしれないと思った。それは私が思っただけで、母がそう言った訳ではないし、これまでに父に連れて行かれそうになったこともない。また、1回は、蒼空と一緒に家で遊びたくて、母に「行きたくない。」と言ったこともある。母から、「父に会うことになったけど、何時がいい？」と聞かれたときは、「何時でもいい。」と答えたこともある。

9月の初めころ、放課後、学校の門を出たところで父が自転車を持って立っていた。すごく驚いた。父が「途中まで送って行ってやる。」と言ったけど、私は「嫌や。帰って。」と言った。父は「嘘やろ。」と言っていた。私は、父と話しているところを友達に見られたくなくて、走って逃げた。学校前の坂を降りたところに仲の良い友達の家があるから、このままだと見られるかもしれないと思って、急いでいつもの通学路ではない道を逃げた。このときも、もしかするとそのまま父に連れて行かれるかもしれないと思った。

なぜ父と一緒にいるところを友達に見られたくないかというのと、転校してきて、最初に友達から「何人家族なん？」と聞かれて、私は「6人家族。」って答えて、「父はいない。」と話していて、友達の間ではそういうことになっている。なのに、知らない男の人と話をしていたら、「誰と話していたのか」ということになって、父のことを説明しないとイケなくなって、面倒なことになる。それが嫌だった。だから父には学校に来てほしくない。

(ウ) 本件に対する意向

父に会うのは嫌ではない。ただ、友達には父に会っているところを絶対に見られたくない。だから家や学校の近所で会うのは嫌だ。どこか、家から遠いところで待ち合わせをして、父と会うのは良い。でも、そこまでは母が連れて行ってくれるから、母が知っているところにしてほしい。母は

まだ大阪の道に慣れていなくて、運転するのが大変だから。

月2回父に会うと決まっていることは知っている。

今の私の希望は、月に1回くらい。なぜかというとな、月2回だったら、父に会った週の次の週に友達と遊んだとして、その次の週にはまた父と会うことになって、もしかしたら、そのとき家で遊びたいかもしれないし、母や祖母と買い物に行くかもしれない。友達と遊ぶ約束をするかもしれない。だから、月1回くらいだったらいいと思う。

曜日は日曜日がいいと思う。土曜日は散髪に行くことがあるから。時間は、翌日が学校だから、宿題ができてなかったらいけないから夕方には帰りたい。高松にいるときは、午前10時頃に待ち合わせして、午後3時から4時頃には帰っていたから、それがいいと思う。

場所はどこでもいいけど、友達が来ないところがいい。

前に父と料理して楽しかったことがあるから、次に父に会ったら、何か一緒に作りたい。

## (2) 長男について

### ア 長男の様子

長男は、家族面接室に入るなり、ビニール製の乗用玩具（馬をモチーフにしたもので、製品名「ロディ」。以下「ロディ」という）にまたがり、ロディを弾ませながら部屋の中を動き回り、申立人同席で手続について説明する間もロディに乗ったまま遊んでいた。

手続説明後、申立人が退室し、二女及び長男から生活ぶりなどを聴取しようとしたが、長男は椅子に腰掛けようとせず、座ってお話をしようとするとうと、椅子の上にロディを乗せ、その上に座ろうとしたので、危険回避のために調査官らから制止した。長男は、促しに応じてようやく椅子に座っても、じっと座っていることができず、話を聞いている最中に、絵本を持ってきて読み始めたり、「黒ひげ危機一髪」で遊ぼうと訴えることから、二女と長男を分離した。

### イ 長男との面接内容

二女との分離後、調査官から長男に「お母さんから、今日のこと何て聞いている？」などと声を掛けたが黙っており、部屋に設置されているおもちゃに関心を示していたことから、ひとまず遊ぶこととした。



長男は、輪投げを近くから勢いよく投げて命中させ、点数（数字）を読み上げたり、トランプで遊ぶと、カードにカタカナで表記されたキャラクター名をつっかえながら読んだり、ジェンガでは器用にピースを抜いて遊んでいた。

ゲームを次々と変えながら一通り遊んだところで、長男は棚に置かれた人形等に関心を示し、動物の人形で遊び始めたことから、人形を使って遊びながら、心情等を聴取することとした。長男が、「お馬さんのこども」、「お馬さんのお父さん」と言いながら順にトンネルに詰め込んでいたことから、「蒼空くんのおうちには誰がいるのかな」と尋ねると、長男は「おばあちゃん、じいじ、ママ」と答えた。「ほかには？」と尋ねると、「なぎさ・・・、はるか」と答えた。祖母と祖父の名前を尋ねると、「ばあば」、「じいじ」と答え、母親の名前を問うと「陽子」と答えた。「お父さんは？」と尋ねると、「いない。」と答え、父親の名前を問うと黙っていた。「お父さんに会ったことはある？」と尋ねると、「高松で会った。」と答えた。「高松で会った時はどんなことをして遊んだ？」、「楽しかった？」などと尋ねたが、長男は人形や飛行機を次々に取り出して黙っていた。「大阪に来てからはパパと会った？」との問いには、「会った。」と答え、「パパと会って何して遊んだ？」という問いかけには答えず、「パパと会ってどうだった？」と尋ねると、「ママに怒られた。」と答えた。遊びを続けながら、調査官から「どうして怒られちゃったかな？」、「どんな風に怒られたのかな。」、「ママは心配したのかな？」、「ママが怒らないよと約束してくれたら、今度、パパと会う時は何して遊びたい？」などと尋ねたが、長男は以後の問い掛けには答えなかった。

その後、長男は、調査官が持った妖怪と長男が持った怪獣を戦わせたり、自分が持った人形同士を戦わせたりしていたが、次第に遊び方は乱暴になっていった。人形同士を乱暴に打ち付けるうち、妖怪の腕が折れたが知らないふりをして遊びを続けていたことから、調査官が「ああ・・・かっぱさんの腕がとれたね。」と言うと、長男は後ろめたそうな顔を見せ、調査官が「こういう時はどうするのかな？」、「かっぱさんにごめんなさいだね。」などと声を掛けると、長男は手を合わせて「ごめんなさい。」と応じた。長男は、乱暴さは収まりつつも、戦いの遊びを続けていたところで、

二女の面接が終了したことから、長男の面接も終了した。

#### 4 申立人との面接結果

申立人の陳述要旨は以下のとおりである。

##### (1) 本件に対する意向

子らが会いたいと言えば会わせるが、希望しない場合は応じられない。相手方は子らの意向を尊重してほしい。

面会交流の約束以外で、子らの生活圏に無断で立ち入られたくない。子らも迷惑している。

##### (2) 具体的な実施方法についての希望

###### ア 頻度

子らが希望すれば何回でも応じる。

しかし、上述のとおり、子らが嫌だと言えば、いくら回数を決めていても応じられない。

###### イ 日時、時間帯

申立人としては、子らの負担にならない5時間程度を希望する。最終的には子らの意向を尊重したい。

###### ウ 場所

待ち合わせ場所までは申立人が連れて行くが、申立人はこれまでの経過から、相手方に直接会うことはできないことから、子らだけで相手方を待つことになる。

したがって、[ ]の[ ]でも、[ ]の[ ]でもよいが、子らだけが立っていても自然で、安全が確保される場所を希望する。申立人としては、おもちゃ売り場や遊び場のコーナーなどがよいのではないかと考えている。

以前、相手方が候補に挙げた「[ ]のミスタードーナツ」は、[ ]の建物内店舗ではなく、ショッピングモール内にある独立した店舗であり、子らだけで立たせておくのは車や人の往来が危険であること、商品を買ってもらわないのに入口にずっと立っているのは不自然と思われたので断った。そのような場所は指定されても応じられない。

###### エ 方法

申立人が相手方と直接連絡を取り合うのは無理である。

## 調 査 官 の 意 見

1 二女及び長男は、平成26年3月に高松市から[ ]に転居し、同年4月から転居先での保育所及び小学校にそれぞれ通っている。子らは、その年齢や性格、能力などによって、新しい生活環境への適応状況に違いがあるところ、長男については、夏頃までほかの園児とのトラブルが続き、在園時間を短くするなどの対応が必要な状況にあった。調査した時点では、いずれの子も新しい交友関係を構築して、適応している様子が確認された。

2 平成26年9月初旬、相手方は子らが通う学校や保育所に連絡なく出向き、学校等に対して、高松市在住当時のような対応を求めた。学校等は、申立人の意向を確認した上で相手方と協議を行い、一定の約束を交わすに至った。その後、相手方はその範囲内で行動していることから、現時点では、学校等の管理上、相手方の態度が問題とはなっていない。

他方、子らは相手方の出現によって、戸惑っている様子が確認された。

二女については、友達との関係を徐々に重視するようになっており、家庭の複雑な事情を説明せざるを得ないような状況になりたくないと考え、相手方と一緒にの場を友達に見られないようにするために、慌ててその場から立ち去ったと語った。また、二女なりの解釈で、相手方に不用意に会えば高松に連れ帰られ、申立人やきょうだいと離れ離れになるのではないかと恐れ、相手方との接触を避けていたことも語られた。

長男は、相手方が保育所に来ていたことは知らないが、おそらく二女の運動会で相手方に会っており、そのときのことを「母に叱られた」（それが事実かどうかは分からない）ネガティブな体験と捉え、調査場面では父の話題を避けるような態度が見られた。

3 このようにして見ると、子らは、面会交流審判が確定した平成25年10月18日以降、転居や転校を体験し、取り巻く環境が大きく変わったこと、自ら自身が日々成長していること、さらに、面会交流をめぐる両親の紛争に巻き込まれていることなどから、相手方に対する気持ちや面会交流についての意向について変化が生じている。すなわち、子らの意向や状況は審判確定時から変化しており、審判で定められた内容をそのまま実現できるような状況にはない。子らが安心して相手方と交流することができるようにするには、現在の子らの状況に則した、新たな面会交流のルール化を図ることが必要と考えられる。

4 ところで、二女は、今回の調査において、面会交流について具体的な希望を述べている。その内容は、月1回、日曜日、午前10時から午後3時あるいは午後4時、学校の友達が来ないような場所で、かつ、送迎をしてくれる申立人が連れて行きやすい場所というものである。

二女が述べる理由は合理的で、了解可能なものであり、申立人の意向や言葉を鵜呑みにしてそのまま語ったような不自然さはうかがえなかった。加えて、二女は、申立人が相手方を嫌がっていると認識している上に、面会交流をめぐる両親の対立が今なお続いていることを了解している。そうした中で、二女が調査官に対して面会交流の希望とその理由を表明したということは、二女の真意に基づくものと考えられる。

二女の学校調査の結果からも、二女は誰に対しても自分の意見を述べられること、自身が抱える葛藤状況を言語化できることが担任教師から指摘されており、二女には、複雑な心中であっても状況に流されずに意向表明する能力が備わっていることがうかがえる。

5 長男については、保育所調査の結果、精神的な幼さや体験を言語化することが苦手であるという特徴が指摘されている。今回の調査においても、出来事の最後の印象のみを語るに止まっており、意向を表明するまでの能力が十分に身につけていないことがうかがえた。

したがって、今後、仮に長男が面会交流を嫌がった場合でも、そのことのみを理由に面会交流を制限すべきではないと考える。